



佐賀県公報

平成20年
7月15日
(火曜日)
第13067号

(◎印は、県例規集に登載するもの)

目次

告示

○道路の区域の変更

(三〇五・道路課) 一

○道路の供用開始

(三〇六・) 一

○道路の区域の変更

(三〇七・) 二

○道路の供用開始

(三〇八・) 二

公告

○アンジュレータ光利用光電子顕微鏡装置の製作に係る一般競争入札

(新産業課) 二

公安委員会事項

○警備員指導教育責任者講習の実施

(公告) 五

○落札者等の公示

() 七

○ 告示

◎佐賀県告示第三百五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その区域を表示した図面は、平成二十年七月十五日から平成二十年八月十四日まで佐賀県交通政策部道路課及び武雄土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十年七月十五日

佐賀県知事 古川 康

道路の種類
及び路線名

区 間

の変更
前後の別

幅員
メートル

延長
メートル

伊万里山内
県道

武雄市山内町大字宮野字馬場出
二四七〇番地先から
武雄市山内町大字大野字明覚七
三三四番一地先まで

後
三二・八
七・七

一、四三六・二

武雄市山内町大字宮野字馬場出
二四七〇番地先から
武雄市山内町大字大野字明覚七
三三四番一地先まで

前
二〇・五
七・七

一、四三二・九

梅野有田線
県道

武雄市山内町大字大野字井ノ上
甲九八〇三番一地先から
武雄市山内町大字宮野字蜂ノ巣
六〇六番一地先まで

後
三八・〇
七・〇

二、五六一・〇

武雄市山内町大字大野字井ノ上
甲九八〇三番一地先から
武雄市山内町大字宮野字蜂ノ巣
六〇六番一地先まで

前
一七・〇
四・四

二、五三四・〇

◎佐賀県告示第三百六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その区間を表示した図面は、平成二十年七月十五日から平成二十年八月十四日まで佐賀県交通政策部道路課及び武雄土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十年七月十五日

佐賀県知事 古川 康

路線名

供用開始の区間

供用開始の期日

伊万里山内
県道

武雄市山内町大字宮野字馬場出二四七〇番地先から
武雄市山内町大字大野字明覚七三三四番一地先まで

平成二〇・七・十五

県道 梅野有田線	武雄市山内町大字大野字井ノ上甲九八〇三番一地从先から 武雄市山内町大字宮野字蜂ノ巣六〇六番一地从先まで	"
-------------	--	---

●佐賀県告示第三百七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その区域を表示した図面は、平成二十年七月十五日から平成二十年八月十四日まで佐賀県交通政策部道路課及び伊万里土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十年七月十五日

佐賀県知事 古川 康

道路の種類及び路線名	道路の区間		変更前後の別	幅員		延長
	区	間		メートル	メートル	
県道 曲川心野線	西松浦郡有田町北ノ川内字小辻 丙六〇五番四八地先から 西松浦郡有田町北ノ川内字小辻 丙六〇五番五七地先まで	後	一七・一 一・一・六	二〇五・一		
	西松浦郡有田町北ノ川内字小辻 丙六〇五番四八地先から 西松浦郡有田町北ノ川内字小辻 丙六〇五番五七地先まで	前	六・九 五・四	二二三・一		

●佐賀県告示第三百八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その区間を表示した図面は、平成二十年七月十五日から平成二十年八月十四日まで佐賀県交通政策部道路課及び伊万里土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十年七月十五日			佐賀県知事 古川 康
路線名	供用開始の区間	供用開始の期日	
県道 曲川心野線	西松浦郡有田町北ノ川内字小辻丙六〇五番四八地先から 西松浦郡有田町北ノ川内字小辻丙六〇五番五七地先まで	平成二〇・七・十五	

○ 公 告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成20年7月15日

収支等命令者

佐賀県農林水産商工本部新産業課長 西 村 宏 之

1 競争入札に付する事項

- (1) 調達物品の名称及び数量
アンジュレータ光利用光電子顕微鏡装置の製作 一式
- (2) 調達物品の特質等
入札説明書及び仕様書による。
- (3) 納入場所
佐賀県鳥栖市弥生が丘八丁目7番地
佐賀県立九州シンクロナトロン光研究センター
- (4) 納入期限
平成21年3月31日
- (5) 入札方法
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、

消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 一連の調達契約に関する事項

- (1) 今後調達が予定される物件の名称、数量及び入札公告予定時期
県有ビームライオンBL5の製造及び据付等 平成20年9月頃
ウイゾラーの製造及び据付等 平成20年9月頃
- (2) 一連の調達契約のうち最初の契約に係る入札の公告の日付
平成19年7月2日

3 入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称

郵便番号 840-8570 佐賀県佐賀市城内一丁目1番59号

佐賀県農林水産商工本部新産業課科学技術振興担当 電話 0952-25-7129

4 入札参加資格及び条件

- (1) 物品の製造、修理又は購入に関する競争入札に参加することのできる者の資格及び資格審査に関する規程(昭和41年佐賀県告示第129号)の規定に基づき入札参加資格を、入札書の提出期限の時点まで有すること。
- (2) 調達物品又は同種同程度の物品を、納入先の求めに応じて確実に納入できると認められること。
- (3) 調達物品の納入後、保守、点検、修理その他のアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できると認められること。
- 5 入札参加資格を得るための申請の方法
- (1) 上記4の(1)の資格のない者で競争入札への参加を希望するものは、佐賀県所定の入札参加資格認定申請書様式に必要事項を記入のうえ持参して提出すること。

(2) 入札参加資格認定審査を担当する部局の名称及び申請書の提出場所

郵便番号 840-8570 佐賀県佐賀市城内一丁目1番59号

佐賀県出納局用度管財課用度担当 電話0952-25-7194

Email:youdokanzai@pref.saga.lg.jp

(3) 申請書様式の入手先

上記(2)の部局又は佐賀県ホームページ (<http://www.pref.saga.lg.jp/>)

6 証明書類等、入札書及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

7 入札説明書の交付及び契約条項の提示

(1) 期間

平成20年7月28日まで

(2) 場所

上記3の部局

8 入札者に求められる義務

- (1) 入札説明書で要求する証明書類等を、平成20年7月28日16時までに上記3の部局に提出すること。

- (2) 入札参加希望者は、提出した証明書類等について説明を求められたときは、これに応じてなければならない。

9 郵送による入札書の提出の場所、期限及び提出方法

(1) 場所

上記3の部局

(2) 期限

平成20年8月7日17時(必着)

(3) 提出方法

書留郵便とすること。

10 持参による入札書の提出の場所及び期限

(1) 場所

佐賀県佐賀市城内一丁目1番59号 新行政棟61号

(2) 期限

平成20年8月8日10時

<p>11 開札の場所及び日時</p> <p>(1) 場所 上記10の(1)の場所</p> <p>(2) 日時 平成20年8月8日10時</p> <p>12 入札保証金及び契約保証金</p> <p>(1) 入札保証金</p> <p>ア 入札書の提出期限までに、見積金額の100分の5以上に相当する金額を納付すること。</p> <p>イ 入札保証金の納付に代えて、佐賀県財務規則（平成4年佐賀県規則第35号）第104条第1項に基づき、次に掲げる価値の担保を供することができる。</p> <p>ロ 国債又は地方債 額面金額（割引債券にあつては、時価見積額）</p> <p>リ 日本政府の保証する債券又は確実と認められる社債 額面金額又は登録金額（発行価額が額面金額又は登録金額と異なるときは、発行価額）の10分の8以内で換算して得た金額</p> <p>ル 銀行又は確実と認められる金融機関が振り出し、又は支払保証をした小切手（佐賀県内に置かれた手形交換所に参加している金融機関のものに限る。） 券面金額</p> <p>レ 銀行又は確実と認められる金融機関が引き受け、又は保証し、若しくは裏書をした手形 券面金額（手形の満期の日が当該手形を提供した日から1月を経過した日以後であるときは、提供した日の翌日から満期の日までの期間に応じ、券面金額を一般の金融市場における手形の割引率によって割り引いて得た金額）</p> <p>ロ 銀行又は確実と認められる金融機関に対する定期預金債権 債権証書に記載された金額</p> <p>カ 銀行又は確実と認められる金融機関の保証 その保証する金額</p>	<p>ウ 次の場合は、入札保証金の納付等が免除される。</p> <p>ロ 佐賀県を被保険者とする入札保証保険契約（見積金額の100分の5以上）を締結し、その証書を提出する場合</p> <p>リ 過去10年の間に、佐賀県若しくは佐賀県以外の地方公共団体又は国（公団又は特定先端大型研究施設の共用の促進に関する法律（平成6年法律第78号）第8条の規定に基づき登録施設利用促進機関として登録を受けている法人を含む。）又は国内にある放射光施設との間で同種・同規模の契約を複数行い、そのうち1件に係る履行証明等を提出する場合</p> <p>(2) 契約保証金</p> <p>ア 契約締結の際に、契約金額の100分の10以上に相当する金額を納付すること。</p> <p>イ 契約保証金の納付に代えて、佐賀県財務規則第116条の規定に基づき、上記イのロからカまでに掲げる価値の担保を供することができる。</p> <p>ウ 次の場合は、契約保証金の納付が免除される。</p> <p>ロ 佐賀県を被保険者とする履行保証保険契約（見積金額の100分の10以上）を締結し、その証書を提出する場合</p> <p>リ 過去10年の間に、佐賀県若しくは佐賀県以外の地方公共団体又は国（公団又は特定先端大型研究施設の共用の促進に関する法律（平成6年法律第78号）第8条の規定に基づき登録施設利用促進機関として登録を受けている法人を含む。）又は国内にある放射光施設との間で同種・同規模の契約を複数行い、そのうち1件に係る履行証明等を提出する場合</p> <p>13 入札の無効</p> <p>次のいずれかに該当する者が行った入札は、無効とする。 なお、無効入札をした者は、再度の入札に加わることができない。</p> <p>(1) 入札参加資格のない者又は入札参加条件を満たさない者</p>
---	--

- (2) 当該競争について不正行為を行った者
 - (3) 入札書の金額、氏名及び印影について誤脱又は判読不可能なものを提出した者
 - (4) 1人で2以上の入札をした者
 - (5) 代理人でその資格のないもの
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、競争に関する条件に違反した者
- 14 落札者の決定の方法

(1) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申し込みを行った者を契約の相手方とする。ただし、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者の当該申込みに係る価格では契約の内容に適合した履行がされないおそれがあるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不適当であるときは、その者を落札者としないうちがある。

(2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち出席しない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて、入札執行事務に関係のない佐賀県職員にくじを引かせるものとする。

15 この調達契約は、1994年4月15日ワラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

16 Summary

- (1) The nature and quantity of the products or services to be procured: The manufacture of the variable polarisation undulator, 1 set
- (2) Delivery period: March 31, 2009
- (3) Delivery place: the place that will be appointed in "SAGA Light Source", 8-7, Yayoiogaoka, Tosu-shi, Saga, 841-0005 Japan

- (4) Time limit for tender : 5:00 p.m. August 7, 2008 by mail or 10:00 a.m. August 8, 2008 by direct delivery
- (5) A contact point for the notice: New Industry Development Division, Agriculture, Forestry, Fisheries and Commerce Head Office, Saga Prefectural Government, 1-1-59 Jonai, Saga-shi, Saga, 840-8570 Japan; Tel.+81-952-25-7129

○ 公安警察官講習

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第22条第2項第1号に規定する警備員指導教育責任者講習（以下「新規取得講習」という。）及び警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和58年国家公安委員会規則第2号。以下「講習規則」という。）第6条に基づく法第22条第2項第1号に規定する警備員指導教育責任者講習（以下「追加取得講習」という。）を次のとおり実施します。

平成20年7月15日

佐賀県公安委員会
委員長 薬師寺 宏 達

1 講習に係る警備業務の区分、講習の種類、実施期間及び定員

講習に係る警備業務の区分	講習の種類	実施期間	定員
法第2条第1項第3号に規定する警備業務	新規取得講習	平成20年8月20日(水)から平成20年8月26日(火)まで	20人
	追加取得講習	平成20年8月25日(月)及び平成20年8月26日(火)	10人

各講習とも午前8時から午後5時30分まで（土曜日及び日曜日を除く。）

2 実施場所

株式会社かわでん九州工場研修施設（佐賀市大和町大字川上4583番地1）

<p>3 受講対象者</p> <p>(1) 新規取得講習</p> <p>受講申込時において、次のいずれかに該当する者を対象とします。</p> <p>ア 最近5年間に法第2条第1項第3号に規定する警備業務（以下「3号警備業務」という。）に従事した期間が通算して3年以上である者</p> <p>イ 警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定期則」という。）第4条に規定する1級の検定（3号警備業務に係るものに限る。以下「1級検定」という。）に係る法第23条第4項の合格証明書（以下「合格証明書」という。）の交付を受けている者</p> <p>ウ 検定期則第4条に規定する2級の検定（3号警備業務に係るものに限る。以下「2級検定」という。）に係る合格証明書の交付を受けている者であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上3号警備業務に従事しているもの</p> <p>エ 検定期則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定期則」という。）第1条第2項に規定する1級の検定（3号警備業務に係るものに限る。以下「旧1級検定」という。）に合格した者</p> <p>オ 旧検定期則第1条第2項に規定する2級の検定（3号警備業務に係るものに限る。以下「旧2級検定」という。）に合格した者であって、当該検定に合格した後、継続して1年以上3号警備業務に従事しているもの</p> <p>(2) 追加取得講習</p> <p>受講申込時において、3号警備業務以外の警備業務の区分に係る警備員指導教育責任者資格者証又は警備員指導教育責任者講習修了証明書（以下「資格者証等」という。）の交付を受けている者で、次のいずれかに該当するものを対象とします。</p> <p>ア 最近5年間に3号警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者</p>	<p>イ 1級検定（3号警備業務に係るものに限る。）に係る合格証明書の交付を受けている者</p> <p>ウ 2級検定（3号警備業務に係るものに限る。）に係る合格証明書の交付を受けている者であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上3号警備業務に従事しているもの</p> <p>エ 3号警備業務に係る旧1級検定に合格した者</p> <p>オ 3号警備業務に係る旧2級検定に合格した者であって、当該検定に合格した後、継続して1年以上3号警備業務に従事しているもの</p> <p>4 受講申込手続</p> <p>(1) 申込期間</p> <p>平成20年7月30日（水曜日）から平成20年8月5日（火曜日）までの土曜日及び日曜日を除く午前8時30分から午後5時までで、先着順とし、定員になり次第受付を終了します。</p> <p>(2) 申込先</p> <p>住所地区又は営業所の所在地を管轄する警察署の生活安全課又は生活安全・刑事課（住所地区及び営業所の所在地がいずれも佐賀県外である者は、県内いずれかの警察署の生活安全課又は生活安全・刑事課）へ持参してください。</p> <p>なお、申込時に申請者の本人確認を行いますので、申請者の運転免許証の写し等住所、氏名を確認できる資料及び印鑑を持参してください。</p> <p>(3) 提出書類</p> <p>ア 共通</p> <p>警備員指導教育責任者講習申込書（縦4センチメートル、横3センチメートルの顔写真1枚を貼り付けること。） 1通</p> <p>イ 新規取得講習</p> <p>(ア) 前記3の(1)のアに該当する者</p> <p> a 3号警備業務に従事したことを証明する警備業者等が作成する書</p>
---	---

<p>面 (以下「警備業務従事証明書」という。) 1通</p> <p>b 履歴書 1通</p> <p>(イ) 前記3の(1)のイに該当する者 3号警備業務に係る1級検定合格証明書の写し 1通</p> <p>(ウ) 前記3の(1)のウに該当する者</p> <p>a 3号警備業務に係る2級検定合格証明書の写し 1通</p> <p>b 警備業務従事証明書 1通</p> <p>(エ) 前記3の(1)のエに該当する者 3号警備業務に係る旧1級検定合格証の写し 1通</p> <p>(オ) 前記3の(1)のオに該当する者</p> <p>a 3号警備業務に係る旧2級検定合格証の写し 1通</p> <p>b 警備業務従事証明書 1通</p> <p>ウ 追加取得講習</p> <p>(フ) 前記3の(2)のフに該当する者</p> <p>a 警備業務従事証明書 1通</p> <p>b 履歴書 1通</p> <p>c 資格者証等の写し 1通</p> <p>(イ) 前記3の(2)のイに該当する者</p> <p>a 3号警備業務に係る1級検定合格証明書の写し 1通</p> <p>b 資格者証等の写し 1通</p> <p>(ウ) 前記3の(2)のウに該当する者</p> <p>a 3号警備業務に係る2級検定合格証明書の写し 1通</p> <p>b 警備業務従事証明書 1通</p> <p>c 資格者証等の写し 1通</p> <p>(エ) 前記3の(2)のエに該当する者</p> <p>a 3号警備業務に係る旧1級検定合格証の写し 1通</p> <p>b 資格者証等の写し 1通</p>	<p>(オ) 前記3の(2)のオに該当する者</p> <p>a 3号警備業務に係る旧2級検定合格証の写し 1通</p> <p>b 警備業務従事証明書 1通</p> <p>c 資格者証等の写し 1通</p> <p>(4) 手数料</p> <p>ア 新規取得講習 38,000円</p> <p>イ 追加取得講習 14,000円</p> <p>手数料は、受講申込書提出時に佐賀県収入証紙により納付してください。</p> <p>なお、いったん納付された手数料は、受講を取り消した場合又は受講しなかった場合でも返還はできません。</p> <p>5 講習の委託 この講習は、社団法人佐賀県警備業協会 (佐賀市御本町5番30号) に委託して行います。</p> <p>6 修了考査 講習修了後、佐賀県公安委員会が修了考査を行い、当該講習の課程を修了したと認められる者に対し、警備員指導教育責任者講習修了証明書を交付します。</p> <p>7 その他</p> <p>(1) 持参する物 講習を受ける際は、筆記具、ノート類及び印鑑を持参してください。</p> <p>(2) 問い合わせ先 佐賀県警察本部生活安全企画課 (電話代表0952-24-1111内線3033・3034) 又は社団法人佐賀県警備業協会 (電話代表0952-38-2016)</p>
--	--

次のとおり落札者等について公告します。

平成20年7月15日

収支等命令者

佐賀県警察本部警務部会計課長 吉岡初彦

- 1 借入物品の名称及び数量
ICカード運転免許証作成システム 一式
- 2 契約相手方を決定した手続
一般競争入札
- 3 入札公告を行った日
平成20年4月25日
- 4 落札を決定した日
平成20年6月18日
- 5 落札者の氏名及び住所
(1) 氏名 株式会社DNPライナーシステム 代表取締役 荒木 進
(2) 住所 東京都新宿区新宿四丁目3番17号
- 6 落札価格
1,833,300円 (消費税額及び地方消費税額を含む。)
- 7 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
(1) 部局の名称 佐賀県警察本部警務部会計課用度係
(2) 所在地 佐賀市松原一丁目1番16号

購読料 一か年三二,二〇〇円(送料共)
申込先 佐賀県経営支援本部総務法制課

平成二十年七月十五日印刷及び発行
発行者 佐賀県知事 古川 康

発行定日 毎週火金曜日
印刷社 (株)佐賀印刷社